

東山体操D V D 貸与要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区民主体の健康づくり活動を推進することを目的とし、東山区役所が作成した東山体操D V D（以下「D V D」という。）の貸与に關し、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 D V Dの貸与の対象者は東山区民とする。

(貸与条件)

第3条 D V Dは、次の各号に定めるすべての条件を満たす者に貸与する。

(1) 3人以上で構成するグループ・団体

(2) D V Dを利用した活動を週1回程度実施し、かつ3箇月以上継続できること

(3) D V Dを再生する機器を所有していること

2 前条及び前項の規定にかかわらず、東山区長が特に必要と認める場合は、貸与することがある。

(貸与するD V Dの枚数)

第4条 貸与枚数は、1団体につき1枚を原則とする。ただし、その他の事由により、東山区長が特に必要と認める場合は、2枚まで貸与することがある。

(貸与の申請)

第5条 D V Dの貸与を希望する者は、東山体操D V D貸与申請書（様式1）を東山区長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 東山区長は、前条の申請があったときは、重複申請の有無などを確認のうえ、D V Dを貸し付けることが適當と認める場合は、貸与を決定し、無償で貸与するものとする。

(遵守事項)

第7条 D V Dの貸与を受けた者（以下「借受人」という。）は、次の各号に

定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸与されたDVDは丁寧に取り扱うこと
- (2) 東山体操を行うに当たっては体調の確認や水分補給等、安全の確保に努めること
- (3) DVDの目的外の使用や第三者への譲渡、転貸及び売却、インターネットへの投稿はしないこと
- (4) DVD利用時の機材などに必要な費用については自己で準備すること
- (5) その他、東山区役所の指示に従うこと

(貸与の期間)

第8条 DVDの貸与期間は、借受人がDVDを受領した日から、次のいずれかに該当するときまでとする。

- (1) 借受人が貸与されたDVDを適正に管理し、かつ前条に規定する遵守事項を守っている場合に限り、貸与されたDVDが、破損などの事由により使用できなくなったとき
- (2) 借受人が貸与されたDVDを必要としなくなったとき

(貸与の取り消し)

第9条 DVDの借受人が、次のいずれかに該当するときは、東山区長は貸与を取り消すことができる。

- (1) 第3条の貸与条件を満たしていないとき
- (2) その他、東山区長がDVDを貸与することが不適当、又は必要がないと認めたとき

(免責)

第10条 DVDの使用に起因して生じた事故及び損害などについては、東山区役所は責任を負わないものとする。

(補則)

第11条 上記に定めるもののほか、この要綱の適用に当たって必要な事項については、東山区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

東山体操DVD貸与申請書

東山区長 様

標記の貸与を受けたいので、東山体操DVD貸与要綱(第5条)により、下記のとおり申請します。

申請者氏名 :

連絡先 :

代表者連絡先	氏名	(フリガナ)		
	住所	〒605- 京都市東山区		
	電話番号			
	メールアドレス			
グループの人数	人	年齢層		
グループ名・活動場所				
該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> して下さい	<input type="checkbox"/> 体操を行いたい人がいれば、本人から連絡してもよい <input type="checkbox"/> 体操を行いたい人がいれば、保健福祉センターから連絡してもよい			

----- 保健福祉センター記載欄 -----

- 3人以上のグループで利用することを基本とする
- 週1回程度実施かつ3ヶ月以上継続できる
- DVDを映す機器がある

DVD 貸与番号

NO.

< 切り取り線 >

(申請者) 様

【お願い】
・東山体操は地域の方々が「グループで」「身近な場所で」「椅子に座って」体力に自信がなくても継続して行っていただけるように作成しています。体調に合わせて無理せず行ってください。 ・活動についてのアンケートのお願いをする場合がありますので、ご協力をお願い致します。 ・活動を中止し、DVDをご利用にならない場合は、担当課までご返却をお願い致します。

貸与日 : 年 月 日

DVD番号 : NO.

【担当】

東山区役所保健福祉センター
 健康长寿推進課
 TEL (075)561-9128